

介護老人保健施設 大和三山 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護(ショートステイ) 料金表 「強化型」

ユニット型個室利用に要する費用 短期入所療養介護									
介護度	介護保険負担割合	利用者負担段階	①介護サービス費 (円)	②滞在費 (円)	③食費 (円)	④おやつ (円)	⑤日常生活費 (円)	⑥教養娯楽費 (円)	日額 (円)
要介護5	3割	第4段階	3,432	3,000	2,090	100	200	200	9,022
		第4段階	2,288	3,000	2,090				7,878
	1割	第4段階	1,144	3,000	2,090				6,734
		第3段階		1,310	650				3,604
要介護4	3割	第4段階	3,261	3,000	2,090	100	200	200	8,851
		第4段階	2,174	3,000	2,090				7,764
	1割	第4段階	1,087	3,000	2,090				6,677
		第3段階		1,310	650				3,547
要介護3	3割	第4段階	3,091	3,000	2,090	100	200	200	8,681
		第4段階	2,061	3,000	2,090				7,651
	1割	第4段階	1,031	3,000	2,090				6,621
		第3段階		1,310	650				3,491
要介護2	3割	第4段階	2,902	3,000	2,090	100	200	200	8,492
		第4段階	1,935	3,000	2,090				7,525
	1割	第4段階	968	3,000	2,090				6,558
		第3段階		1,310	650				3,428
要介護1	3割	第4段階	2,677	3,000	2,090	100	200	200	8,267
		第4段階	1,785	3,000	2,090				7,375
	1割	第4段階	893	3,000	2,090				6,483
		第3段階		1,310	650				3,353
要支援2	3割	第4段階	2,513	3,000	2,090	100	200	200	8,103
		第4段階	1,675	3,000	2,090				7,265
	1割	第4段階	838	3,000	2,090				6,428
		第3段階		1,310	650				3,298
要支援1	3割	第4段階	2,032	3,000	2,090	100	200	200	7,622
		第4段階	1,355	3,000	2,090				6,945
	1割	第4段階	678	3,000	2,090				6,268
		第3段階		1,310	650				3,138
要支援1	3割	第2段階	820	390				2,388	

加算費用		(円)
夜勤体制加算/日		25
個別リハビリテーション実施加算/日		244
認知症行動・心理症状緊急対応加算(7日間限度)/日		203
緊急短期入所受入加算(7日を上限)		92
若年性認知症入所者受入加算/日		122
重度療養管理加算/日		122
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)/日		35
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)/日		47
送迎加算(片道)/回		187
療養食加算/食(1日3食を限度とする1食を1回とする)		9
緊急時施設療養費(月3日限度)/日		526
サービス提供体制強化加算	サービス提供体制加算(Ⅰ)イ 介護職のうち介護福祉士60%/日	19
	サービス提供体制加算(Ⅰ)ロ 介護職のうち介護福祉士50%/日	13
	サービス提供体制加算(Ⅱ)看護介護総数のうち常勤の占める割合75%/日	7
	サービス提供体制加算(Ⅲ)入所者様に直接サービスを提供する職員のうち勤続3年以上が30%/日	7
介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数×39/1000	
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数×29/1000	
	介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数×16/1000	
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数×21/1000	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数×17/1000		

その他の費用	費用
電気代・・・大型家電・・・電気毛布、電気アンカ、テレビ等	30円/日
電気代・・・小型家電・・・携帯電話、電気カミソリ、ラジオ等	10円/日
洗濯代(業者洗濯1ネット・施設洗濯1ネット)	700円(回)(消費税別)
理美容代・・・事前予約制 顔そりは別途料金300円	2,000円/回

- * 食費は朝食490円 昼食820円 夕食780円で提供した食数に応じて計上します。
- *第1段階～第3段階の軽減適用を受けるには、市町村の発行する「介護保険負担限度額認定証」が必要です。
- *地域加算制度について、介護保険制度では地域加算として介護報酬につき介護サービス費及び加算項目は「10.14」の係数を乗じた額の1割または2割負担となります。
- *介護保険負担割合証にて負担割合を確認させていただきます。